

(証券コード8076)
平成27年6月9日

株 主 各 位

名古屋市西区那古野一丁目1番12号

株式会社 カノークス

代表取締役 木 下 幹 夫
社 長

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
当社 4階ホール

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第87期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.canox.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日はノーネクタイのクールビズスタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げにより年度はじめから急速に落ち込みはしたものの、年度後半より徐々に持ち直してきました。また設備投資も緩やかな回復基調を維持しております。

当社グループが関連する事業領域では、国内自動車分野における自動車販売台数は前年比6.9%減となり、自動車生産台数も前年比3.2%減と前年を下回りました。また、建設・建築分野は底を脱し回復に向かっておりますが、年度での需要は前年を下回っております。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度の売上高は1,144億39百万円と前期比0.4%の微増ながら、運送コスト等の上昇により営業利益は13.7%減の18億78百万円、経常利益は12.6%減の19億38百万円、当期純利益は4.4%減の13億6百万円となりました。配当は前連結会計年度と同額の一株12円を予定しております。

なお、売上高の品種別内訳は次のとおりであります。

「鋼板」	650億47百万円	(前年度比 3.0%増)
「鋼管」	216億19百万円	(前年度比 3.2%減)
「ステンレス等」	253億11百万円	(前年度比 3.4%減)
「条鋼」	20億33百万円	(前年度比13.3%増)
「その他」	4億28百万円	(前年度比16.0%減)

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1億89百万円であり、その主なものは九州支店・板付倉庫改修及び(株)空見スチールサービス西工場の耐震補強工事にかかる投資であります。

(3) 対処すべき課題

今後の景気の見通しにつきましては、設備投資、個人消費などの緩やかな回復が期待される一方で、自動車国内生産が低下傾向にあるなど当社を取り巻く環境が大きく好転することは期待できませんが、経営基盤の強化、機能強化による事業領域の拡大、業務の効率化に努め、業績の向上を図っていく所存であります。

昨年7月より当社グループが一丸となり、環境の変化に素早く対応し、勝ち残っていくための活動として「CANOX ONE活動」を立ち上げました。これは、社員一同が健全な危機意識と変革意識を強く持ち、5年後、10年後という将来の当社グループのあるべき姿（目標）を描き、その目標を達成するための行動計画を作成し実行していくというものです。

株主の皆様におかれましては、以上の事情をご賢察いただきまして、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第84期 (平成24年3月期)	第85期 (平成25年3月期)	第86期 (平成26年3月期)	第87期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	120,682	113,850	113,966	114,439
経常利益(百万円)	1,878	1,856	2,218	1,938
当期純利益(百万円)	1,253	1,151	1,366	1,306
1株当たり当期純利益(円)	58.10	53.38	63.82	61.17
総資産(百万円)	55,683	51,774	52,226	53,884
純資産(百万円)	14,475	15,867	17,453	19,772
1株当たり純資産額(円)	670.79	735.36	816.84	925.47

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第84期 (平成24年3月期)	第85期 (平成25年3月期)	第86期 (平成26年3月期)	第87期(当期) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	120,667	113,847	113,964	114,438
経常利益(百万円)	1,827	1,824	2,153	1,936
当期純利益(百万円)	1,235	1,142	1,309	1,311
1株当たり当期純利益(円)	57.22	52.88	61.07	61.33
総資産(百万円)	55,188	51,275	51,723	53,101
純資産(百万円)	14,000	15,382	16,942	19,076
1株当たり純資産額(円)	648.16	712.20	792.14	892.00

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
新日本鋼業株式会社	50 百万円	100.00 %	鋼管切断加工
加納物流センター株式会社	30	100.00	倉庫荷役及び鋼管切断加工
株式会社カノークス北上	80	100.00	鋼管切断加工
加納興産株式会社	30	100.00	不動産管理及び各種サービス

(6) 主要な事業内容

鉄鋼、鉄鋼関連商品の販売及び加工

(7) 主要な営業所及び工場

① 当 社

本 社 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
本店・支社 名古屋本店 東京支社
支 店 大阪支店 九州支店(福岡県) 北関東支店(群馬県)
東北支店(岩手県)
営 業 所 札幌営業所 金沢営業所 静岡営業所
中国営業所(広島県) 四国営業所(愛媛県)
加工工場 空見センター・豊田センター(愛知県) 市川センター(千葉県)
及び倉庫 北関東倉庫(群馬県) 四国センター(愛媛県)
板付倉庫(福岡県)

② 子 会 社

新日本鋼業(株)(群馬県) 加納物流センター(株)(愛知県)
(株)カノークス北上(岩手県) 加納興産(株)(愛知県)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比較増減
222名	1名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
174名	1名減	38歳1ヶ月	14年3ヶ月

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800 百万円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	1,500

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 38,886,000株
(2) 発行済株式の総数 21,385,796株(自己株式821,204株を除く)
(3) 株 主 数 1,174名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	8,760 千株	40.96 %
日 新 製 鋼 株 式 会 社	3,415	15.97
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	911	4.26
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	828	3.87
株 式 会 社 愛 知 銀 行	687	3.21
加 納 光 太 郎	450	2.11
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC O P P O R T U N I T I E S F U N D	402	1.88
株 式 会 社 中 山 製 鋼 所	262	1.23
加 納 勝 彦	255	1.20
株 式 会 社 第 三 銀 行	229	1.07

- (注) 1. 当社は、自己株式821,204株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 下 幹 夫	
取 締 役	片 岡 辰 一	営業本部長兼名古屋本店長
取 締 役	平 野 秀 明	管理本部長兼経理部長兼審査法務部長
取 締 役	河 辺 道 雄	管理本部副本部長兼総務人事部長兼監査室長
取 締 役	首 藤 隆 彦	営業本部営業統括部長
取 締 役	長 島 裕	(株)メタルワン第二営業本部副本部長
常 勤 監 査 役	亀 田 善 也	
監 査 役	内 野 秀 幸	税理士、佐世保重工業(株)監査役
監 査 役	土 屋 敦	日新製鋼(株)執行役員名古屋支社長

- (注) 1. 取締役のうち長島 裕氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち亀田善也、内野秀幸及び土屋 敦の3氏は社外監査役であります。
 3. 亀田善也氏は(株)名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
 4. 監査役内野秀幸氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
 5. (株)メタルワン及び日新製鋼(株)は当社の大株主であります。
 6. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 ①平成26年6月24日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、取締役長谷川徳行、宮本義久の両氏は任期満了により退任し、新たに長島 裕氏が取締役に就任いたしました。
 ②平成26年6月24日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、監査役藤田雄司氏は辞任し、新たに亀田善也氏が監査役に就任いたしました。
 ③平成27年3月31日付をもって取締役長島 裕氏は辞任いたしました。
 7. 当社は執行役員制度を採用しており、当期末における各執行役員の役職、氏名及び担当は次のとおりであります。

役 職	氏 名	担 当
※専務執行役員	片 岡 辰 一	営業本部長兼名古屋本店長
※常務執行役員	平 野 秀 明	管理本部長兼経理部長兼審査法務部長
※常務執行役員	河 辺 道 雄	管理本部副本部長兼総務人事部長兼監査室長
※執行役員	首 藤 隆 彦	営業本部営業統括部長

(注) ※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役	6名	92百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16百万円 (16百万円)
合 計	9名	108百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議による報酬限度額(年額)は次のとおりであります。
取締役 180百万円(平成17年6月28日 第77回定時株主総会決議)
監査役 40百万円(同 上)
なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の人数には、平成26年6月24日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名を含んでおります。
4. 平成17年6月28日開催の第77回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を行うことについてご承認いただいております。
上記に記す報酬等の総額のほか、この決議に基づき、平成26年6月24日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に支払った退職慰労金は2百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

I. 取締役 長島 裕

社外取締役就任後開催の取締役会のすべてに出席し、鉄鋼商社に勤務していることから鉄鋼業界に精通しており、当社の経営全般に対し助言・提言を行いました。なお、同氏は平成27年3月31日付をもって辞任いたしました。平成27年6月25日開催予定の第87回定時株主総会にて新たに社外取締役を1名選任する予定であります。

II. 監査役 亀田善也

社外監査役就任後開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに財務・会計的見地から公正な意見の表明を行いました。

III. 監査役 内野秀幸

当事業年度開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、主に取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに税理士としての専門的見地から公正な意見の表明を行いました。

IV. 監査役 土屋 敦

当事業年度開催の取締役会の9割に、監査役会のすべてに出席し、主に取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性の見地から公正な意見の表明を行いました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役長島 裕氏及び社外監査役内野秀幸、土屋 敦の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、損害賠償責任を負うものとします。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は会社法の要請する取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し次のとおり定めております。(平成27年4月28日開催の取締役会において、一部現在の運用に即した内容に改定を行いました。)

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員は当社の経営理念である「社是」を基本に据えた「カノークスグループ行動規範」に従い、法令や定款を遵守し、誠実かつ公正な企業行動を行う。

定期的な研修にてその意義や重要性について繰り返し周知徹底に努める。

② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する現況、問題点を把握し必要に応じて方針、指示を出す。

③ 適切な財務諸表作成のために、経理部長は「経理に関する諸規程」の周知徹底をはかる。

④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別にコンプライアンス委員会事務局への直接報告及び社外弁護士宛内部通報窓口を設ける。

⑤ 監査室は、定期的に各店、子会社の監査を行い、その結果を取締役、監査役へ報告する。また、取締役は必要な改善の指示を行う。

⑥ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等の外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については「文書管理規程」に基づき所定の期間保存する。

② 次に掲げる文書は本社に10年以上保管し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。

「株主総会議事録」「取締役会議事録及び資料」「決算書類」「稟議書」

(3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び当社グループ会社の経営上の危険を防止するための対応策及び重大な危険が発生し又は予見される際に迅速且つ的確に対応するため「リスク管理規程」等を定め、規程に沿った社内手続きを通じてリスク管理を行う。

② 災害等の発生に備えて、防災用品の備置や大規模災害時初動対応手順書の整備等を行う。

- (4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は取締役会の承認を受けた経営計画に基づき年度経営方針及び各部門の活動計画を策定する。
取締役会及び営業会議にて定期的なレビューを行い、業務執行の実効性を高める。
 - ② 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について「業務分掌規程」、「権限規程」、「関係会社管理規程」を制定し効率的な経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社管理規程にもとづき、経営企画部が子会社の総括部門として、子会社から報告を受け経営や業績の状況を把握し、経営企画部長は、月一回開催する取締役会にて報告する。
 - ② 子会社の経営の主体性を尊重しつつ、当社グループの適正な経営のため当社との事前協議事項を取り決め運用する。
 - ③ 当社から子会社への取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社の業務執行状況、リスクマネジメントやコンプライアンスの状況等を確認する。
- (6) 財務報告に関する体制
- 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制運用評価課を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセス及びその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務の執行を補助するため、必要に応じて補助者を置くことができる。
- (8) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 監査役の補助者の人事評価や人事異動については、監査役の意見を聴取のうえ、決定する。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役は取締役会の他、執行役員会等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明する。
 - ② 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、社内規程に基づき、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
監査役はいつでも、取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ③ 当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、社内関係部門・会計監査人等との意思疎通をはかり、情報の収集や調査にあたっては取締役、執行役員及び関係部門はこれに協力する。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	43,648,280	流 動 負 債	30,748,412
現金及び預金	4,490,664	支払手形及び買掛金	16,972,269
受取手形及び売掛金	23,347,391	電子記録債務	1,180,330
電子記録債権	5,550,097	短期借入金	8,300,000
商 品	10,064,471	1年内償還予定の社債	3,500,000
前 払 費 用	26,625	未 払 費 用	30,832
未 収 入 金	48,728	未 払 法 人 税 等	276,177
繰 延 税 金 資 産	94,508	賞 与 引 当 金	176,155
そ の 他	31,573	そ の 他	312,646
貸 倒 引 当 金	△ 5,780	固 定 負 債	3,363,454
固 定 資 産	10,231,926	長期借入金	1,000,000
有 形 固 定 資 産	3,884,711	繰 延 税 金 負 債	1,572,900
建物及び構築物	880,146	再評価に係る繰延税金負債	580,132
機械装置及び運搬具	151,365	そ の 他	210,422
土 地	2,750,559	負 債 合 計	34,111,867
そ の 他	102,640	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	88,031	株 主 資 本	16,162,218
ソフトウェア	47,660	資 本 金	2,310,000
そ の 他	40,371	資 本 剰 余 金	1,802,600
投資その他の資産	6,259,183	利 益 剰 余 金	12,294,144
投資有価証券	5,512,214	自 己 株 式	△ 244,525
長期前払費用	43,083	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,610,592
退職給付に係る資産	579,906	その他有価証券評価差額金	2,685,450
そ の 他	147,418	土地再評価差額金	768,171
貸 倒 引 当 金	△ 23,438	退職給付に係る調整累計額	156,970
繰 延 資 産	4,472	純 資 産 合 計	19,772,811
社 債 発 行 費	4,472	負 債 及 び 純 資 産 合 計	53,884,679
資 産 合 計	53,884,679		

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		114,439,977
売 上 原 価		108,626,300
売 上 総 利 益		5,813,676
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,935,114
営 業 利 益		1,878,561
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,967	
受 取 配 当 金	97,610	
仕 入 割 引	35,918	
受 取 賃 貸 料	58,917	
持分法による投資利益	20,500	
雑 収 入	41,320	256,234
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72,569	
売 上 割 引	59,829	
賃 貸 収 入 原 価	32,758	
雑 損 失	30,910	196,067
経 常 利 益		1,938,728
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	82,457	82,457
特 別 損 失		
減 損 損 失	18,315	18,315
税金等調整前当期純利益		2,002,870
法人税、住民税及び事業税	678,863	
法 人 税 等 調 整 額	17,058	695,922
少数株主損益調整前当期純利益		1,306,948
当 期 純 利 益		1,306,948

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	2,310,000	1,802,600	11,208,020	△ 243,812	15,076,808
会計方針の変更による累積的影響額			32,479		32,479
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,310,000	1,802,600	11,240,500	△ 243,812	15,109,287
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 256,652		△ 256,652
当期純利益			1,306,948		1,306,948
自己株式の取得				△ 712	△ 712
土地再評価差額金の取崩			3,348		3,348
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	1,053,643	△ 712	1,052,931
当 期 末 残 高	2,310,000	1,802,600	12,294,144	△ 244,525	16,162,218

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,693,739	713,940	△ 30,913	2,376,766	17,453,574
会計方針の変更による累積的影響額					32,479
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,693,739	713,940	△ 30,913	2,376,766	17,486,054
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 256,652
当期純利益					1,306,948
自己株式の取得					△ 712
土地再評価差額金の取崩					3,348
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	991,710	54,231	187,884	1,233,826	1,233,826
当期変動額合計	991,710	54,231	187,884	1,233,826	2,286,757
当 期 末 残 高	2,685,450	768,171	156,970	3,610,592	19,772,811

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

新日本鋼業(株)、加納物流センター(株)、加納興産(株)、(株)カノークス北上

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

石川技研工業(株)、(株)空見スチールサービス

(3) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

四国営業所、自家倉庫及び賃貸資産については定額法。その他は定率法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～12年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の際連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、当連結会計年度末は、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、その超過額（579,906千円）は、退職給付に係る資産として投資その他の資産に表示しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が50,223千円増加し、利益剰余金が32,479千円増加しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から、法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来35.33%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.96%に、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.14%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は147,352千円、法人税等調整額が20,515千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が121,287千円、退職給付に係る調整累計額が5,549千円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は57,580千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券……………2,138,272千円

② 担保に係る債務

短期借入金……………1,800,000千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額……………3,218,033千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める方法により算出
- ・再評価を行った年月日……………平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△611,688千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途 (物件名)	種 類	減 損 損 失
岐阜県高山市	福利厚生施設 (鈴蘭山荘)	建 物	4,831千円
〃	〃 (〃)	土 地	1,312千円
長野県茅野市	福利厚生施設 (蓼科山荘)	建 物	8,823千円
〃	〃 (〃)	土 地	3,347千円

(グルーピングの方法)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については営業拠点を単位とし、賃貸資産については賃貸先を単位として、各資産をグルーピングしております。

(経緯)

上記福利厚生施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としておりましたが、売却の意思決定をしたことに伴い、独立した資産グループとしました。

その結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、売却予定価額により算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 22,207,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	256,652	12	平成26年3月31日	平成26年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	256,629	12	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券はすべて株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金金の用途は、主に運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	4,490,664	4,490,664	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,347,391	23,347,391	—
(3) 電子記録債権	5,550,097	5,550,097	—
(4) 未収入金	48,728	48,728	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	5,063,582	5,063,582	—
(6) 支払手形及び買掛金	16,972,269	16,972,269	—
(7) 電子記録債務	1,180,330	1,180,330	—
(8) 短期借入金	8,300,000	8,300,000	—
(9) 未払法人税等	276,177	276,177	—
(10) 社債（1年内に償還予定のものを含む）	3,500,000	3,500,000	—
(11) 長期借入金	1,000,000	1,010,765	10,765

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権、(4)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6)支払手形及び買掛金、(7)電子記録債務、(8)短期借入金、(9)未払法人税等、(10)社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額28,223千円）及び持分法適用の関連会社株式

（連結貸借対照表計上額420,407千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県その他の地域において、賃貸用の建物及び土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,151,215	1,154,350

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいて自社で算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額……………925円47銭

1株当たり当期純利益……………61円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	43,341,271	流動負債	30,738,693
現金及び預金	4,177,830	支払手形	1,205,177
受取手形	6,952,111	電子記録債権	1,180,330
電子記録債権	5,550,097	買掛金	15,791,364
売掛金	16,395,305	短期借入金	8,300,000
商払用品	10,063,241	1年内償還予定の社債	3,500,000
前払費用	26,563	未払金	224,922
未収入金	47,816	未払費用	28,407
繰延税金資産	90,514	未払法人税等	275,453
その他の	43,573	預り金	61,457
貸倒引当金	△ 5,783	与引当金	161,641
固定資産	9,755,259	その他	9,939
有形固定資産	3,710,254	固定負債	3,286,277
建物	690,625	長期借入金	1,000,000
構築物	57,446	繰延税金負債	1,495,722
機械及び装置	117,469	再評価に係る繰延税金負債	580,132
車両運搬具	912	その他	210,422
工具、器具及び備品	27,277		
土地	2,750,559	負債合計	34,024,970
建設仮勘定	65,962		
無形固定資産	88,031	純資産の部	
ソフトウェア	47,660	株主資本	15,626,770
借地権	40,370	資本金	2,310,000
その他	0	資本剰余金	1,802,600
投資その他の資産	5,956,973	資本準備金	1,802,600
投資有価証券	5,091,806	利益剰余金	11,755,401
関係会社株式	301,450	利益準備金	71,564
長期貸付金	75,755	その他利益剰余金	11,683,837
固定化営業債権	16,138	買換資産圧縮積立金	359,938
長期前払費用	43,083	固定資産圧縮勘定積立金	79,043
その他の	452,189	特別償却準備金	21,099
貸倒引当金	△ 23,449	別途積立金	9,270,000
繰延資産	4,472	繰越利益剰余金	1,953,755
社債発行費	4,472	自己株式	△ 241,231
		評価・換算差額等	3,449,262
資産合計	53,101,003	その他有価証券評価差額金	2,681,090
		土地再評価差額金	768,171
		純資産合計	19,076,032
		負債及び純資産合計	53,101,003

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
高 上 原 価		114,438,935
上 原 価		108,580,073
利 益		5,858,862
総 利 益		5,858,862
一 般 管 理 費		3,975,845
營 業 利 益		1,883,016
營 業 外 取 益		1,883,016
受 取 利 息	2,982	
受 取 配 当 金	106,102	
仕 入 割 引	35,918	
受 取 賃 貸 料	71,289	
雑 収 入	42,656	258,949
營 業 外 費 用		258,949
支 払 利 息	74,645	
売 上 割 引	59,829	
賃 貸 収 入 原 価	41,683	
雑 損 失	29,707	205,866
経 常 利 益		1,936,098
特 別 利 益		1,936,098
固 定 資 産 売 却 益	82,457	82,457
特 別 損 失		82,457
減 損 損 失	18,315	18,315
税 引 前 当 期 純 利 益		2,000,240
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	675,405	
法 人 税 等 調 整 額	13,274	688,679
当 期 純 利 益		1,311,560

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計	
				買換資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	特別償却 準備 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,310,000	1,802,600	1,802,600	71,564	364,803	—	23,506	8,270,000	1,934,791	10,664,665
会計基準の変更による累積的影響額									32,479	32,479
会計基準の変更を反映した当期首残高	2,310,000	1,802,600	1,802,600	71,564	364,803	—	23,506	8,270,000	1,967,270	10,697,145
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△ 256,652	△ 256,652
当 期 純 利 益									1,311,560	1,311,560
自己株式の取得										
土地再評価差額金の取崩									3,348	3,348
買換資産圧縮積立金の取崩					△ 4,864					4,864
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立						79,043			△ 79,043	—
特別償却準備金の取崩							△ 2,406			2,406
別途積立金の積立								1,000,000	△ 1,000,000	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 4,864	79,043	△ 2,406	1,000,000	△ 13,515	1,058,256
当 期 末 残 高	2,310,000	1,802,600	1,802,600	71,564	359,938	79,043	21,099	9,270,000	1,953,755	11,755,401

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 240,518	14,536,746	1,691,316	713,940	2,405,256	16,942,003
会計基準の変更による累積的影響額		32,479				32,479
会計基準の変更を反映した当期首残高	△ 240,518	14,569,226	1,691,316	713,940	2,405,256	16,974,483
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 256,652				△ 256,652
当 期 純 利 益		1,311,560				1,311,560
自己株式の取得	△ 712	△ 712				△ 712
土地再評価差額金の取崩		3,348				3,348
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	989,774	54,231	1,044,005	1,044,005
当 期 変 動 額 合 計	△ 712	1,057,543	989,774	54,231	1,044,005	2,101,549
当 期 末 残 高	△ 241,231	15,626,770	2,681,090	768,171	3,449,262	19,076,032

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

四国営業所、自家倉庫及び賃貸資産については定額法。その他は定率法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

機械及び装置 5年～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）で按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）で按分した額を発生した翌事業年度から費用処理しております。

また、当事業年度末は、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、その超過額（345,761千円）は、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が50,223千円増加し、利益剰余金が32,479千円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費…社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券……………2,138,272千円

② 担保に係る債務

短期借入金……………1,800,000千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額……………3,064,941千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権……………175,155千円

長期金銭債権……………51,000千円

短期金銭債務……………10,469,423千円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める方法により算出

・再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△611,688千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,210,765千円
仕入高	46,308,233千円
販売費及び一般管理費の取引高	123,668千円
営業取引以外の取引による取引高	81,592千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途 (物件名)	種 類	減損損失
岐阜県高山市	福利厚生施設 (鈴蘭山荘)	建 物	4,831千円
〃	〃 (〃)	土 地	1,312千円
長野県茅野市	福利厚生施設 (蓼科山荘)	建 物	8,823千円
〃	〃 (〃)	土 地	3,347千円

(グルーピングの方法)

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については営業拠点を単位とし、賃貸資産については賃貸先を単位として、各資産をグルーピングしております。

(経緯)

上記福利厚生施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としておりましたが、売却の意思決定をしたことに伴い、独立した資産グループとしました。

その結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、売却予定価額により算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	821,204株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金		8,780千円
投資有価証券		49,256千円
未払健康厚生保険料等		7,214千円
未払事業税		24,420千円
賞与引当金		53,276千円
退職給付引当金		32,474千円
その他の		49,868千円
繰延税金資産小計		225,292千円
評価性引当額	△	89,979千円
繰延税金資産合計		135,312千円
繰延税金負債		
退職給付信託設定益	△	101,151千円
買換資産圧縮積立金	△	170,830千円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△	37,436千円
特別償却準備金	△	10,056千円
その他有価証券評価差額金	△	1,221,046千円
繰延税金負債合計	△	1,540,520千円
繰延税金負債の純額	△	1,405,208千円

再評価に係る繰延税金資産

土地再評価差額金		146,787千円
評価性引当額	△	146,787千円
再評価に係る繰延税金資産合計		—

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	△	580,132千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△	580,132千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△	580,132千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.33%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.96%に、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.14%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は141,953千円、法人税等調整額が20,760千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が121,192千円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は57,580千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	㈱メタルワン	(被所有) 直接 41.2%	商品の仕入及び販売	鋼材、鋼管の仕入	2,511,096	買掛金	641,044
その他の関係会社	日新製鋼㈱	(被所有) 直接 16.0%	鋼材の仕入及び販売	鋼材の仕入	41,646,164	買掛金	9,369,749

取引条件及び取引条件の決定方針等

①鋼材及び鋼管の販売・仕入価格は市場の実勢価格を基準として取り決めております。

②上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
関連会社	㈱空見スチールサービス	(所有) 直接 31.0%	当社商品の剪断加工及び資産の賃貸 役員の兼任	資産の賃貸	32,622	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

①資産賃貸料については、総原価を勘案した金額を提示したうえで双方協議により決定しております。

②上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	892円00銭
1株当たり当期純利益	61円33銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社カノークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早川 英孝	㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	服部 一利	㊦

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カノークスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カノークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社カノークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早川英孝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	服部一利	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カノークスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、また連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社カノークス監査役会

常 勤 監 査 役 亀 田 善 也 ㊞

監 査 役 内 野 秀 幸 ㊞

監 査 役 土 屋 敦 ㊞

(注) 常勤監査役亀田善也、監査役内野秀幸及び監査役土屋敦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、財務体質並びに今後の見通し等を考慮し、長期的視野に立った安定的な配当を基本としつつ、配当性向、株主還元額並びに財務体質の強化等を総合的に勘案し以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円 総額256,629,552円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月26日
2. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,000,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由
全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は、名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、単元株式数を100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。
2. 併合の割合
当社の普通株式について、2株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
3. 株式併合の効力発生日
平成27年10月1日
4. その他
本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。
なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、発行可能株式の総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (2) 機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにするものであります。
- (3) 上記(1)の株式併合の効力発生を条件とする変更につきましては、平成27年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力が発生した日の翌日をもって削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>3,888万6,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,944万3,000株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
(自己株式の取得)	(削 除)
第8条 <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	
第9条 ～ (条文省略)	第8条 ～ (現行どおり)
第42条	第41条
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
	第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金) <u>第43条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第43条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(定款一部変更の効力発生日) <u>第6条及び第7条の変更は、平成27年開催の定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成27年10月1日をもって当変更の効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力が発生した日の翌日をもって削除する。</u></p>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	きのした みき お 木下 幹夫 (昭和27年10月27日生)	昭和50年4月 日商岩井(株) 入社 平成12年4月 上海嘉日鋼板製品有限公司(出向) (代) 董事兼總經理 平成17年1月 (株)メタルワン 国際本部 電機鋼材国際部長 平成19年1月 同社 執行役員 国際本部長 平成21年10月 同社 執行役員 海外営業本部長 平成24年4月 同社 執行役員 海外営業担当 平成25年4月 当社 顧問 平成25年6月 当社 代表取締役社長(現任)	27,000株
2	ひらの ひで あき 平野 秀明 (昭和28年4月29日生)	昭和51年4月 日商岩井(株) 入社 平成13年6月 同社 リスクマネジメント部審査担当部長 平成15年4月 同社 法務・リスクマネジメント部リスクマネジメント担当部長 平成16年5月 日商岩井セメント(株) 管理部長 平成19年11月 (株)メタルワン 審査部長 平成23年4月 当社 理事管理本部長付 平成23年6月 当社 理事管理本部経理部長 平成24年6月 当社 取締役常務執行役員管理本部経理部長兼審査法務部長 平成25年6月 当社 取締役常務執行役員管理本部長兼経理部長兼審査法務部長(現任)	14,000株
3	こうべ みち お 河辺 道雄 (昭和29年10月7日生)	昭和52年3月 当社 入社 平成18年10月 当社 管理本部経理部次長(部長待遇) 平成19年10月 当社 名古屋本店管理室長兼管理本部経理部次長 平成21年7月 当社 理事管理本部経理部次長(部長待遇) 平成22年4月 当社 理事管理本部総務部長 平成22年6月 当社 取締役執行役員管理本部総務部長 平成25年6月 当社 取締役執行役員管理本部総務部長兼監査室長 平成26年6月 当社 取締役常務執行役員管理本部副本部長兼総務人事部長兼監査室長(現任)	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	しゅ どう たか ひこ 首 藤 隆 彦 (昭和33年4月13日生)	昭和57年4月 日新製鋼(株) 入社 平成20年4月 同社 自動車鋼材販売部長 平成20年11月 同社 中国支社長 平成23年4月 同社 中四国支社長(職制改正) 平成24年6月 当社 執行役員営業本部特命担当 平成25年6月 当社 取締役執行役員営業本部営業統括部長 平成27年4月 当社 取締役執行役員経営企画部長(現任)	10,000株
5	※ ふじ えだ のぶ や 藤 條 修 也 (昭和34年4月26日生)	昭和58年4月 当社 入社 平成20年10月 当社 名古屋本店鋼板部長 平成22年6月 加納鋼板加工(株)代表取締役社長 平成24年7月 当社 理事東北支店長 平成24年10月 (株)カノークス北上代表取締役社長(兼任) 平成26年7月 (株)空見スチールサービス代表取締役社長(現任)	8,000株
6	※ しば た けい すけ 柴 田 圭 亮 (昭和40年11月2日生)	昭和63年4月 三菱商事(株) 入社 平成23年4月 (株)メタルワンスチールサービス代表取締役副社長執行役員COO 平成26年4月 (株)メタルワンスチールサービス代表取締役副社長執行役員COO 平成27年4月 同社 薄板事業部長(現任)	なし

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 柴田圭亮氏は社外取締役候補者であります。
4. 柴田圭亮氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な業界知識と経営に関する高い識見を有しているからであります。
5. 本議案が承認された場合、柴田圭亮氏とは法令が規定する限度額に責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。
本契約の内容の概要は以下のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約とし、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、損害賠償責任を負うものとします。

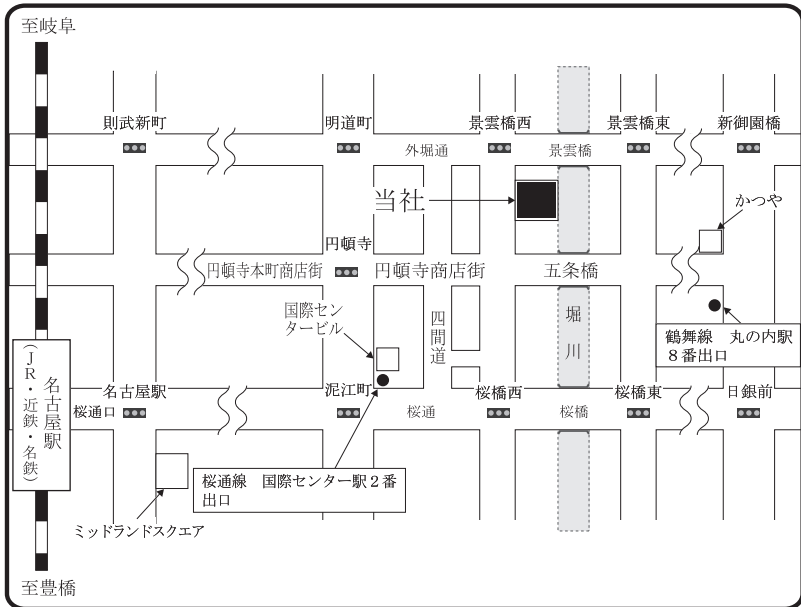
以 上

<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
株式会社カノクス 本社4階ホール
電話 <052> 564-3511



アクセス 名古屋駅より徒歩20分
桜通線国際センター駅2番出口より徒歩10分
鶴舞線丸の内駅8番出口より徒歩6分